



2024（令和6）年度



名張市保育利用のしおり

1. はじめに	P1	✿ 育児休業明けの予約	P 9
2. 保育を利用できる方	P1	✿ 年度途中の保育利用	P11
✿ 子どものための教育・保育給付認定区分	P2	5. 保育利用の申込みに必要な書類	P12
✿ 保育を必要とする事由	P2	6. 利用調整	P15
✿ 保育必要量に応じた区分	P3	✿ 調整方針	P16
		✿ 二次受付について	P16
✿ 保育利用時間	P3	✿ 名張市保育利用調整基準	P17
✿ 教育・保育給付認定区分と保育 必要量区分のフローチャート	P4	7. 保育料等	P19
3. 保育施設等利用の案内	P5	8. 休日保育	P23
✿ 保育施設・事業	P5	9. 給食	P23
✿ 2号・3号認定利用施設一覧表	P6	10. その他	P24
✿ 1号認定利用施設一覧表	P7	✿ 保育利用時の注意事項	P24
4. 2号・3号認定申請と保育利用の 申込みについて	P8	✿ 育児休業中の保育利用	P24
✿ 4月1日からの保育利用	P8	✿ 広域利用	P24
		✿ 一時預かり	P25
		✿ 各種記入例	P26
		✿ なばり子育てLINE	P30

2024(令和6)年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生 年 月 日
0歳児	2023(令和 5)年 4月 2日～2023(令和 5)年10月 1日
1歳児	2022(令和 4)年 4月 2日～2023(令和 5)年 4月 1日
2歳児	2021(令和 3)年 4月 2日～2022(令和 4)年 4月 1日
3歳児	2020(令和 2)年 4月 2日～2021(令和 3)年 4月 1日
4歳児	2019(平成31)年 4月 2日～2020(令和 2)年 4月 1日
5歳児	2018(平成30)年 4月 2日～2019(平成31)年 4月 1日

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
名張市 福祉子ども部 保育幼稚園室
 TEL <0595> 63-7919

【URL】 <https://www.city.nabari.lg.jp/>

名張市ホームページ→子育て・教育→保育施設・幼稚園→保育施設



http://www.city.nabari.lg.jp/

- ・このしおりには、保育所(園)・地域型保育事業・認定こども園(保育部分)の利用申込みの手続きの説明や必要な書類等について記載しています。
- ・申込みをされる方は、このしおりをよくご覧になって手続きをしてください。
- ・申込み方法、利用調整基準、保育料は公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業とも共通です。



1. はじめに

保育所(園)・地域型保育事業・認定こども園(保育部分)を利用できるのは、保護者の就労や疾病等により子どもを家庭で保育できない場合です。(このしおりでは、保育所(園)・地域型保育事業・認定こども園(保育部分)を合わせて保育施設等と記載します。)

「下の子に手がかかるから」「来年学校に入るから」「集団生活に慣れさせたいから」「友達や遊ぶ場所がほしいから」などの理由では利用できません。

各保育施設等には定員があり、利用できる子どもの人数に限りがあることから、保育の利用希望者数が定員を超えた場合は、ご希望の保育施設等が利用できないことがあります。また、ごきょうだいが別々の保育施設等になることや、利用できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

※下記の点にご注意ください

- ・期限内に必要な書類を提出されない場合は一番低い調整点になります。また、記載内容と事実が異なる場合には保育利用の決定が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。
- ・申請後に辞退を希望する場合は「辞退届」の提出が必要です。必ず、保育幼稚園室にお申し出ください。また、保留通知をご希望の方も申し出ください。

2. 保育を利用できる方

保育施設等を利用できるのは、原則、名張市にお住まいで住民登録があり、保育認定(2号認定・3号認定)を受けた方で、概ね2か月以上の利用が見込まれる方です。認定された場合、「支給認定証」を名張市より交付します。それぞれの認定区分については、P4のフローチャートでご確認ください。

認定は保育必要量等の認定です。利用決定ではありません。

なお、名張市在住の方が他市区町村の保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が名張市の保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。

「広域利用」を利用する場合は、お住いの市区町村に申込みをしてください。(P24参照)



☆子どものための教育・保育給付認定区分

教育・保育給付 認定区分	給付の内容	対象者	利用できる施設・事業
1号認定 ※1	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する子ども 保育の利用はできません ※2	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で保育が必要な事由に 該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園(保育部分)
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で保育が必要な事由に 該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育事業

※1 1号認定は、入園内定後、各園へ直接申請していただきます。

※2 教育標準時間を超えた利用(預かり保育)は、各園に申請してください。

☆保育を必要とする事由

保育を必要とする事由			認定できる期間
①	就労	保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合(収入を得ることを目的とするものに限る。) ※1か月に48時間以上の労働	最長、就学前まで
②	妊娠・出産	母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月を経過する日の属する月の末日まで
③	保護者の 疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載されている治療(見込み)期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
④	介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその看護・介護にあっているため保育ができない場合 ※1か月に48時間以上の看護・介護	診断書の場合は記載されている治療(見込み)期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
⑤	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学	学校教育法に定める学校等、または公共職業能力開発施設等に通学している場合 ※1か月に48時間以上の就学	学校等に通っている期間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

※上記の事由によって認定されても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育の認定が取り消され、保育施設等が利用できません。また、保育の認定には有効期間があり、有効期間の満了後、引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度待機登録(教育・保育給付認定の申請)をしていただく必要があります。

※上記の事由に該当しない場合でも、「一時預かり」はご利用できます。(P25参照)

※保育必要量に応じた区分

保育の認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。保護者の保育を必要とする事由や労働時間等により認定します。

保育必要量区分	利用できる時間	内 容
保育標準時間	一日最大 11 時間 ◆就労等の実態に合わせて必要な時間の利用となります。	原則、就労等の時間が 120 時間以上の方 ※保育標準時間の認定となる方であっても、保育短時間の希望をされる場合は、変更可能
保育短時間	一日最大8時間 ◆午前8時30分から午後4時30分までの利用となります。	原則、就労等の時間が 120 時間未満の方 ※保育短時間の認定となる方であっても、勤務時間帯の関係から、常態として保育短時間での利用を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、保育標準時間の認定を受けることも可能



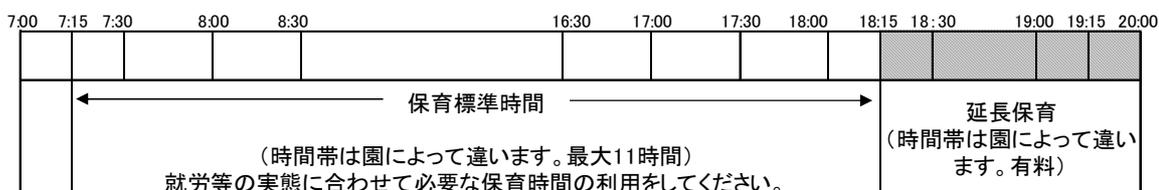
※保育利用時間

それぞれの保育施設等によって開所時間等が決められていますが、それとともに保育必要量に応じた利用時間が決められています。利用時間から外れた時間に利用する場合、または一日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育(有料)となります。

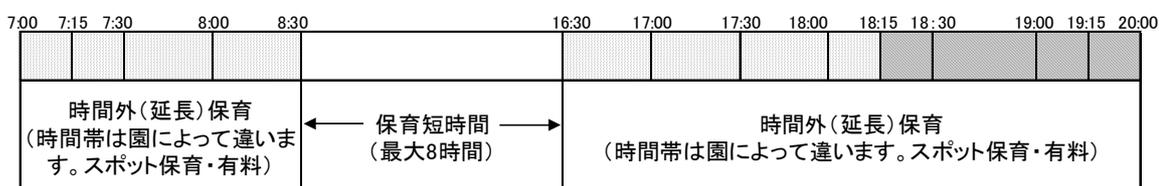
延長保育は継続的な利用のほかに、必要なときに1回ずつ利用できるスポット保育があります。利用される方は、利用決定後に保育施設等にお申込み下さい。

開所時間が11時間未満の施設では、保育標準時間の認定を受けても開所時間を超えての利用はできませんのでご注意ください。各施設の開所時間はP6の一覧をご覧ください。延長保育時間は、開所から11時間を超えた部分の時間帯となります。

【保育標準時間利用の場合の保育時間】の一例

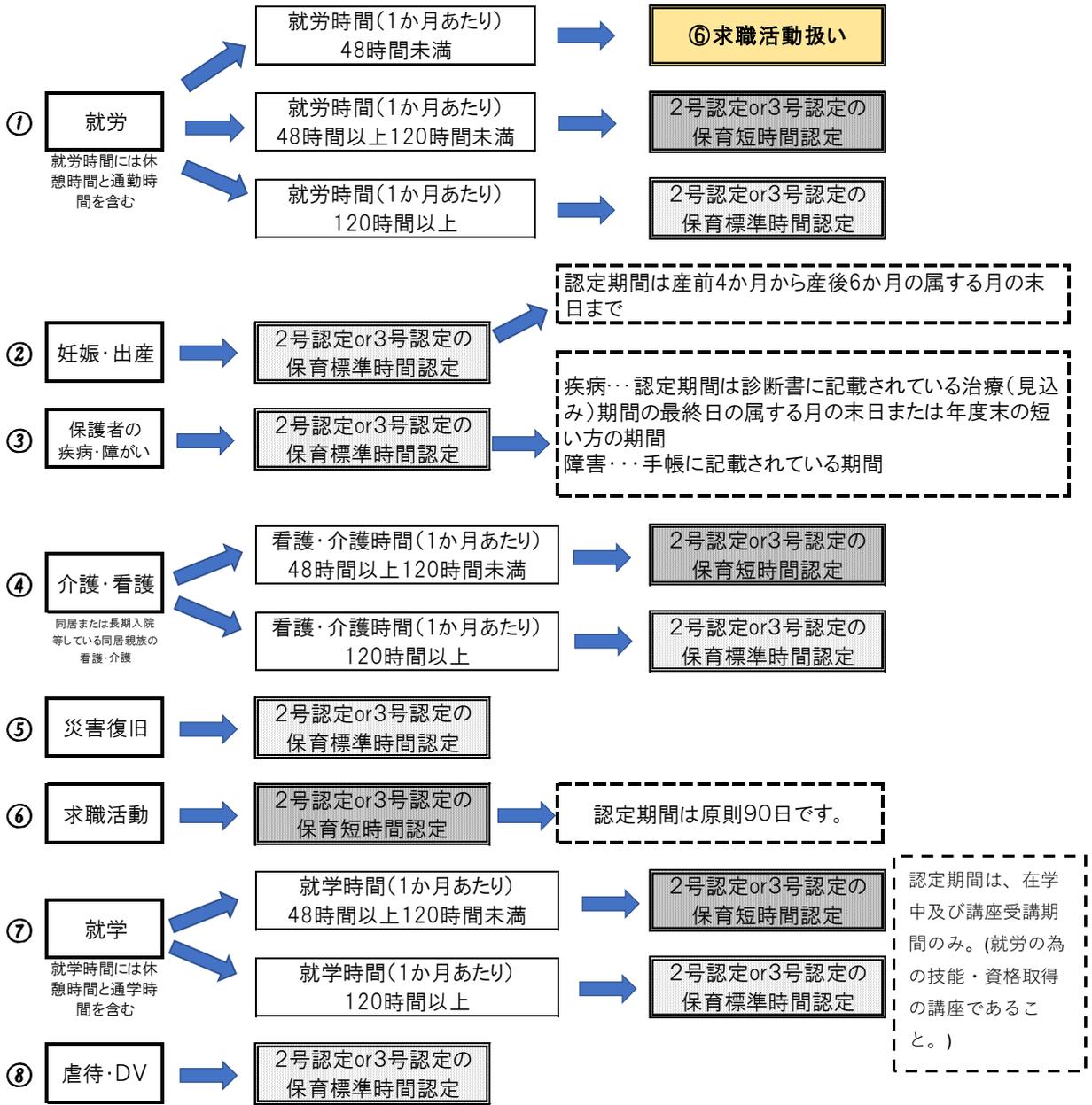


【保育短時間利用の場合の保育時間】



支給認定区分と保育必要量区分フローチャート

このチャートに従って、当てはまる支給認定区分や保育必要量区分を確認してください。



◎支給認定区分

- ★1号認定…満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- ★2号認定…満3歳以上で、保育を利用できる子ども
- ★3号認定…満3歳未満で、保育を利用できる子ども

◎保育必要量区分

- ★保育標準時間認定…就労等の時間が120時間以上の方
- ★保育短時間認定…就労等の時間が120時間未満の方ただし、1か月の就労等の時間が120時間に満たないものの、勤務時間帯の関係から常態として保育短時間認定での利用時間を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、保育標準時間認定を受けることも可能
保育標準時間該当の方は希望により保育短時間に変更可能

※妊娠・出産要件等期間限定で保育の利用をする場合は、利用期間終了後継続して保育施設等の利用はできません。引き続き利用を希望する場合は、待機登録(教育・支給認定の申請)が必要です。

育児休業を取得する場合、産後6カ月を経過する日の属する月の末日時点で、すでに保育施設等を利用して2歳以上児については2号認定の短時間認定になります。(詳細についてはP24参照)

3. 保育施設等利用の案内



※保育施設・事業

名張市が確認する保育施設及び認可・確認する事業には次のものがあります。

◇保育所

保護者が共に働いていたり病気などで家庭での保育ができなかったりする保護者にかわって、乳幼児を保育する「児童福祉施設」です。

※名張市内の保育所には公立保育所と私立保育園がありますが、制度上はすべて「保育所」となりますので、このしおりに「保育所」と記載していても私立保育園を含みます。

◇認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

◇地域型保育事業

保育所や認定こども園より少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる施設です。名張市では次の3種類の事業があります。

地域型保育事業を利用できるのは、原則、生後満6か月以上の0歳児から2歳児までです。

年度途中で満3歳になった児童はそのまま年度末まで利用できますが、3歳になった次年度は転所となります。

○家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

○小規模保育事業…少人数(定員6人～19人)を対象に、比較的小規模で、きめ細かな保育を行います。

○事業所内保育事業…企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。



※2024（令和6）年度 保育施設（2号・3号認定利用）一覧表

	施設名 (法人名)	定員	電話番号	所在地	開所時間	延長 保育	休日 保育	障がい 保育	年齢
公立 保育所	薦原保育所	40	63-5827	薦生 1590-2	8:00~18:00 (土)8:00~13:00			○	1~5
	錦生保育所	45	63-1194	安部田 2262-1	8:00~18:00 (土)8:00~13:00			○	0~5
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀 448-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
私立 保育園	箕曲保育園 (福)よさみ福祉会	140	63-2802	夏見 357-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	昭和保育園 (福)名張市社会福祉協議会	130	63-1767	丸之内 67-10	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	名張西保育園 (福)弘仁会	140	63-0577	南町 506	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○	○ ※1	○	0~5
	西田原保育園 (福)こもはら福祉会	80	65-3263	西田原 2340-1	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	比奈知保育園 (福)弘仁会	90	68-2023	下比奈知 1527-1	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	滝之原保育園 (福)弘仁会	50	68-2993	滝之原1056	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	桔梗が丘保育園 (福)こもはら福祉会	180	65-0827	桔梗が丘 3-4-411-2	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	つつじが丘保育園 (福)つつじ会	30	48-5033	つつじが丘北7-207	7:15~18:15 (土)7:15~18:00				0~2
こ ども 立 も 認 定	富貴の森こども園 (福)任天会	120 (2・3号117)	42-8980	富貴ヶ丘 6-42-21	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	認定こども園 名張よさみ幼稚園 (学)廣瀬学園	300 (2・3号90)	64-2665	夏見545	7:30~19:00 (土)7:30~18:30	○		○	0~5
	蔵持こども園 (福)任天会	120 (2・3号105)	63-4590	蔵持町原出1668	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	みはた虹の丘こども園 (福)名張育成会	150 (2・3号135)	65-3065	新田1005	7:00~20:00 (土)7:00~19:00	○		○	0~5
	名張きぼうのこども園 (福)名張厚生協会	85 (2・3号70)	63-3280	丸之内55-5	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	認定こども園 つつじが丘幼稚園 (学)藤森学園	180 (2・3号75)	68-3451	つつじが丘北3-7	7:15~18:15 (土)7:15~18:00			○	2~5
保 育 的 家 庭	Hoppe(ほっぺ)	5	080-9263- 5228	桔梗が丘3-4-41-46	8:00~18:00 (月~金)				0~2
小 規 模 保 育 事 業	おるすばんハウス ひまわり園	12	42-8922	桔梗が丘3-4-12	8:00~19:00 (土)8:00~13:00	○ ※2			0~2
	マザーランド	12	080-9113- 3443	桔梗が丘3-4-43-43	8:00~18:00 (土)8:00~17:00				0~2
	ニチイキッズきおだい保育園 (株)ニチイ学館	19	62-5001	希中央1-23 ヌーベルコリ-31階	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○			0~2
	なばりひやわんこども園 (有)タバタ米穀	12	51-6156	元町376 イオン名張店3階	7:30~18:30 (土)7:30~18:00				0~2
	第二かな保育園 (福)おきつも福祉会	19	64-0415	木屋町812-2	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○			0~2
保 育 事 業 内	かな保育園 (福)おきつも福祉会	40(内 地域枠30)	62-0415	鴻之台1-202	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○			0~2
	スマイル保育園 (株)ハッピーウエルネス	19(内 地域枠16)	41-1151	東田原336-2	8:00~19:00 (土)8:00~16:00				0~2

※1 名張西保育園の休日保育は、名張市内の保育施設・事業利用児が受け入れ対象です。
事前に登録が必要です。休日保育を利用する場合は、原則平日に就労が休みの日には保育施設は利用できません。

※2 おるすばんハウスひまわり園は開所時間以外の保育は、認可外(有料)での対応となりますので施設へご確認ください。

◇乳児については、満6か月から利用できます。

◇延長保育は別途延長料金が必要です。

◇土曜日は、原則保護者が就労しているとき等の利用となります。
就労以外の理由で保育が必要となった時は、事前に保育施設に申し出てください。

◇表中、(福)は社会福祉法人、(学)は学校法人、(株)は株式会社、(有)は有限会社です。



2024（令和6）年度 幼稚園・認定こども園一覧表

	施設名 (法人名)	定員	電話番号	所在地	利用時間	預かり 保育	年齢
幼稚園 私立	桔梗が丘幼稚園 (学)桔梗が丘学園)	210	65-2396	桔梗が丘1-2-6	8:30~14:00 8:30~11:30 (第2・4水曜)	○	3~5
	梅が丘幼稚園 (学)桔梗が丘学園)	75	64-6077	梅が丘南2-278	8:30~14:00 8:30~11:30 (第2・4水曜)	○	3~5
私立認定こども園	富貴の森こども園 (福)任天会)	120(1号3)	42-8980	富貴ヶ丘 6-42-21	9:15~15:15	○	3~5
	認定こども園 名張よさみ幼稚園 (学)廣瀬学園)	300(1号210)	64-2665	夏見545	8:30~14:30	○	3~5
	蔵持こども園 (福)任天会)	120(1号15)	63-4590	蔵持町原出1668	9:15~15:15	○	3~5
	みはた虹の丘こども園 (福)名張育成会)	150(1号15)	65-3065	新田1005	9:00~16:00	○	3~5
	名張きぼうのこども園 (福)名張厚生協会)	85(1号15)	63-3280	丸之内55-5	9:00~16:30	○	3~5
	認定こども園 つつじが丘幼稚園 (学)藤森学園)	180(1号105)	68-3451	つつじが丘北3-7	8:30~15:00	○	満3~5

- ◇満3歳(1号認定時のみ)・3歳~5歳児は保育料無償化の対象となります。
※通園送迎費、副食費、行事費などは、これまでどおり保護者負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- ◇預かり保育は別途預かり保育料金が必要です。
※保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。(上限額あり。ただし満3歳児以上。3歳児未満の子どもは住民税非課税世帯のみ。)
- ◇1号認定の募集については、各施設にお問い合わせください。
※1号認定で入園後2号認定に変更される場合は、利用調整を経て決定しますので同一園内での認定変更とは限りません。
- ◇表中、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人です。

※令和5年9月現在、下記の認可外保育施設があります。

以下の施設につきましては、「名張市保育利用のしおり」に掲載している認定区分や保育料徴収額表は適用しません。詳細は施設に直接お問い合わせください。

	施設名	電話番号	所在地
A	こども園まきば	61-2688	緑が丘中1
A	おるすばんハウス ひまわり園	42-8922	桔梗が丘3-4-12
B	名張やる気保育園	64-3838	桜ヶ丘3110-1
B	Y's corporation Power kid's Nabari	44-6220	蔵持町里3333番 ぎゅーとらラプリー蔵持店敷地内
C	三重ヤクルト販売(株) 名張美旗センター	65-8960	上小波田54-3
C	名張市立病院 院内託児所	61-0085	百合が丘西5-31
C	医療法人(社団) 寺田病院院内保育所	63-9001	夏見3260-1
C	ちびっこくらぶ保育園 (中西金属工業(株)・名張伊賀まるデイケアセンター)	51-5141	梅が丘南1-213-1

※表中、Aは一般認可外保育施設、Bは企業主導型保育事業実施施設、Cは事業所内保育施設

4. 2号・3号認定申請と保育利用の申し込み

ご利用の開始時期により、お申し込みの手続きが異なります。

- 4月1日から保育を受けたい方…このページの下部参照
- 育児休業明けに保育を受けたい方…P9参照
- 年度途中から保育を受けたい方…P11参照



※令和6年 4月1日から 保育を受けたい方

平成30年4月2日から令和5年10月1日までに生まれた児童で保護者・児童ともに名張市に住居登録のある児童が対象です。

○申し込み書類の配布場所と時期

- ・市内各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和5年9月25日(月)～10月13日(金)
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分

○申し込み受付期間と受付場所

- ・令和5年9月29日(金)～10月13日(金)
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へお申し込みください。
(郵送での申し込みはできません。)

※名張きぼうのこども園が第1希望の場合、提出先は名張特別養護老人ホーム(名張市新田 2230 番地の 2)になります。

※期間・時間厳守でお願いします。

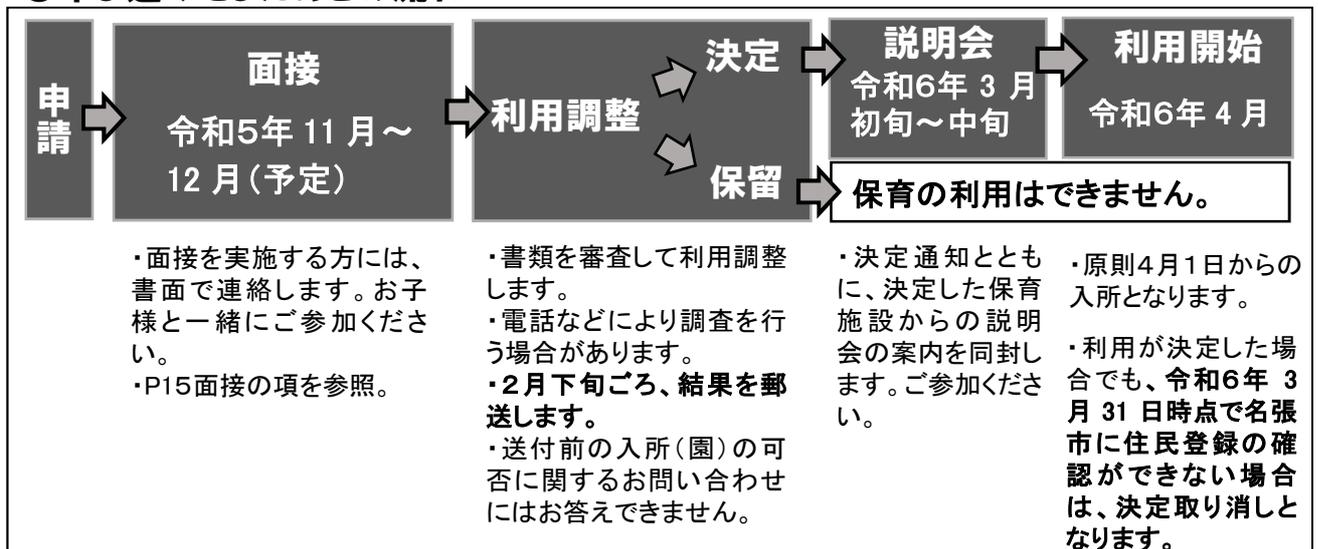
※申し込み時点で名張市に住居登録がなくても申し込むことはできますが、名張市に転入するまでは仮認定になります。転入手続き後、必ず市役所保育幼稚園室へ連絡してください。(令和6年3月31日までに転入する必要有)

○ご用意いただく書類

- ・申込書兼申請書(様式第1号)
- ・家庭状況届書(様式第2号)
- ・保育を必要とする事由に関する証明書等
- ・口座振替申込書(0～2歳児のみ)
- ・個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)
- ・その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

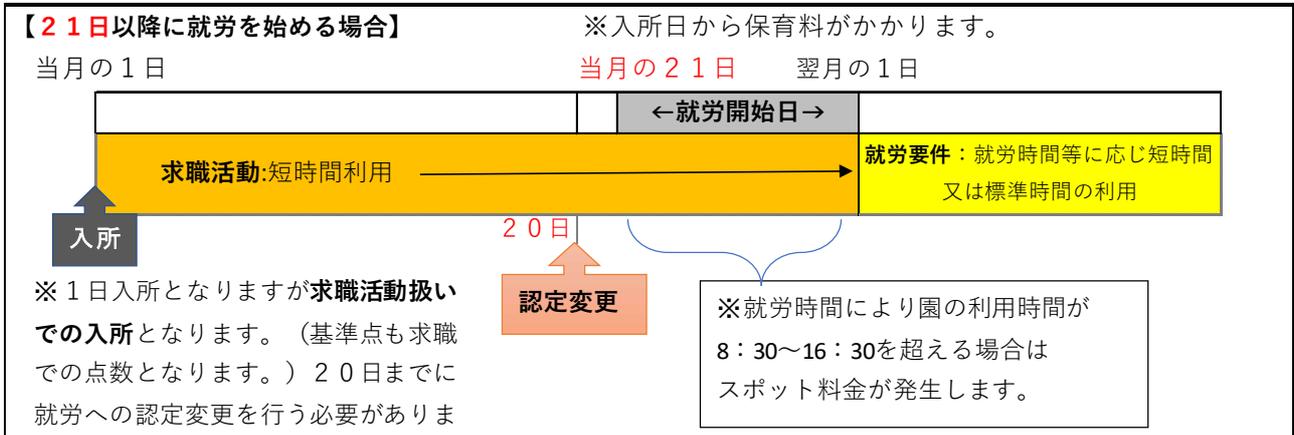
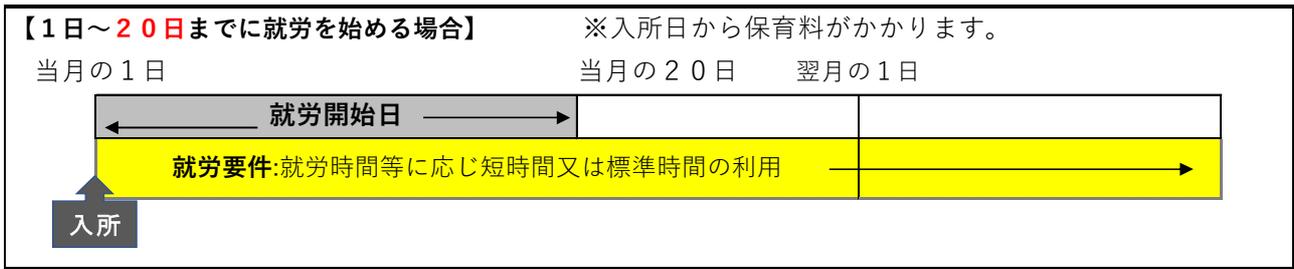
必要な書類の一覧、記載例など、詳しくはP12からP29をご覧ください。

○申し込みをしたあとの流れ



配布しましたしおりのP9・P10に修正がありました。修正箇所は赤字で記載しています。

○就労で入所の場合（育休予約者は除く）



❁育休明けに保育を受けたい方

出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、令和6年4月2日以降に同じ職場に復職する方で、育児休業給付金（または育児休業手当金）の支給がある方は、育休明けに保育を受ける予約ができます。※1

○申し込み書類の配布場所と時期

- ・市内各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和5年9月25日(月)～10月13日(金)
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分

○申し込み受付期間と受付場所

- ・令和5年9月29日(金)～10月13日(金)
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へお申し込みください。
(郵送での申し込みはできません。)

※名張きぼうのこども園が第1希望の場合、提出先は名張特別養護老人ホーム(名張市新田 2230 番地の 2)になります。

※期間・時間厳守でお願いします。

※1 年子のきょうだいの場合など給付金の支給がない方でも、育休明けの予約をできる場合があります。ご相談ください。

○保育利用対象児童

平成30年4月2日以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童。(申込み時点で名張市に住民登録がない場合は予約できません。)

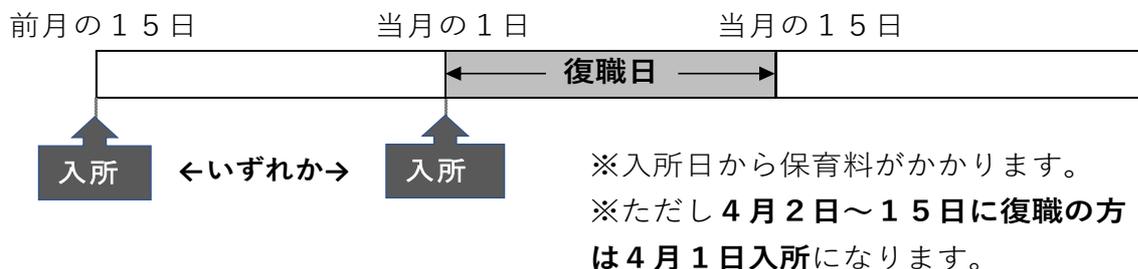
・母子健康手帳を令和5年10月1日(日)以降に交付された方に限り、令和6年1月26日(金)午後5時15分まで申し込みを受け付けます。

○申し込みにあたっての注意点

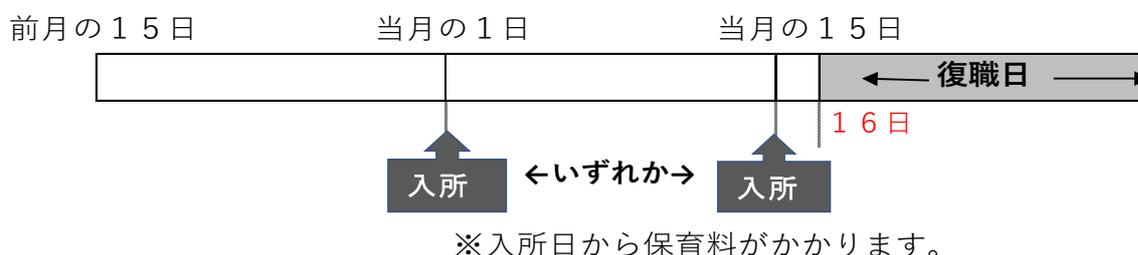
- ・申請時に出産前でも予約できます。出生後に児童の名前、生年月日をご連絡ください。
- ・すでに復職されている方が、年度途中から保育利用を希望する場合は、予約できません。
- ・育児休業中に新規に保育利用を開始することはできません。復職時期からの利用となります。

- ・令和5年12月28日(木)午後5時15分を過ぎると、原則利用希望日を変更することはできません。
- ・4月1日で満6か月以上であり、4月2日から4月15日までに復職する場合の入所日は4月1日となります。4月16日～30日までに復職する場合は、4月1日入所又は15日入所のいずれかを選択できます。5月以降に復職する場合の入所日は下記の図を参考にしてください。
- ・ならし保育の進め方については、利用決定施設との相談になります。

○1日～15日に復職の方



○16日～月末に復職の方



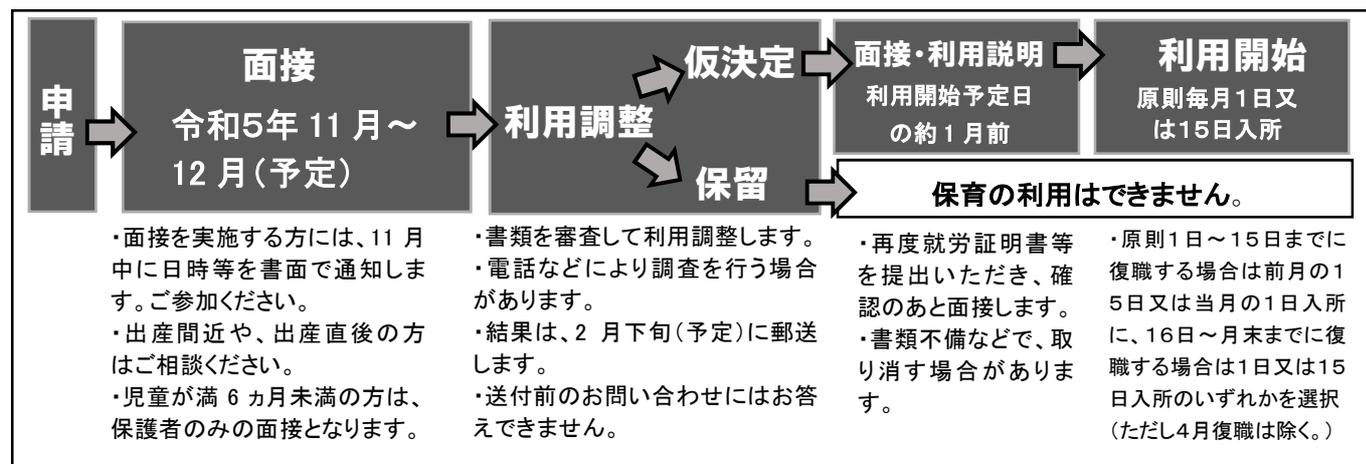
○ご用意いただく書類

- ・申込書兼申請書(様式第1号) ・家庭状況届書(様式第2号)
- ・保育を必要とする事由に関する証明書等
- ・育児休業給付金支給決定通知書 ・口座振替申込書(0～2歳児のみ)
- ・個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)
- ・その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



必要な書類の一覧、記載例など、詳しくはP12からP29をご覧ください。

○申し込みをしたあとの流れ



- ・申込書提出後に、アレルギーが判明した時点で必ず連絡ください。
- ・出産日が予定日とずれたときのみ、入所日の変更ができます。
- ・2月に仮決定をした場合でも、必要な書類が提出されない場合や、申請後に育児休業取得前の勤務先を退職している場合、利用希望日を変更した場合は、教育・保育給付認定及び保育の利用は取り消しとなります。
- ★育休延長のための保留通知を希望の方は、ご相談ください。

※年度途中から 保育を受けたい方

年度途中から保育利用を希望する人については、4月1日以降、随時申し込みを受け付けています。ただし、各保育施設等には定員があるため、定員に空きがない場合は保育の利用はできません。

○申し込み受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

土日祝除く 平日 午前8時30分～午後5時15分まで

随時受け付けています。**市役所 保育幼稚園室へお申し込みください。(郵送での申し込みは不可)**

※調整は利用開始月の2か月前からとなります。



○保育利用対象児童

平成30年4月2日以降に生まれた(生まれる予定の)児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童とも名張市に住民登録のある児童

○申し込みの流れ

	利用希望月の2か月前	利用希望月の1か月前	利用希望月
--	------------	------------	-------

申し込み(待機登録)は随時受付

- ・年度途中の申し込みは、4月1日以降随時受け付けています。市役所保育幼稚園室の窓口で待機登録をしてください。
- ・登録は年度内のみ有効です。
- ・登録内容に変更があった場合はご連絡ください。

この間に利用調整を行います。

毎月上旬: 保育施設等の定員に空きがある場合は、前月末までの登録者を対象に利用調整を行います。
毎月中旬: 利用調整の結果、保育利用を内定した方に電話で連絡します。必要書類を揃えて提出してください。申込み月で利用の決定ができなかった場合は、登録の取り下げがない限り翌月以降も利用調整の対象となります。
毎月下旬: 内定した人に面接を行います。お子さんをご参加ください。

利用開始

- ・利用決定・支給認定証を交付します。
- ・利用開始は、原則各月1日ですが、要件によっては15日入所となる場合もあります。面接時に入所日の確認をし、決定します。

○申し込みにあたっての注意点

- ・妊娠・出産要件等、期間限定で保育の利用をする場合は利用期間終了後継続して保育施設等の利用はできません。引き続き利用を希望する場合は、待機登録(教育・保育給付認定の申請)が必要です。
- ・4月・5月からの利用希望の場合は、令和6年4月1日(月)から受け付けます。
- ・申し込み時点で名張市に住民票がなくても申し込んでいただけますが、名張市に転入するまでは「仮認定」となり、利用開始日までに名張市に住民登録がない場合は、利用の決定をしていても取り消しになります。
なお、令和5年1月1日時点または令和6年1月1日時点で名張市に住民票がない場合、転入前の市役所等で所得の申告が必要となりますので、P19をご覧ください、申告を済ませておいてください。



5. 保育利用の申し込みに必要な書類



○提出書類

<p>① 申請書 (様式第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2024(令和6)年度教育・保育利用申込書兼家庭状況確認書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(様式第1号) ・児童一人につき1枚必要です。 ・P26～29の申込書記入例と記入上の注意点をよく読んで記入してください。
<p>② 家庭状況届書 (様式第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同居している方(令和6年4月1日現在で、18歳以上)全員の状況について記入してください。※世帯分離している場合でも同居とみなしますので記入をしてください。
<p>③ 保育を必要とする事由に関する証明書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労状況等を確認するため、P12～14を参照し、いずれかの証明書等を提出してください。(原則、令和6年4月1日に18歳以上65歳未満の同居者全員分が必要です。) ・保育の必要性を証明する書類は要件によって異なりますので、要件を確認の上、必要に応じた用紙を市役所保育幼稚園室か保育施設等でもらってください。(ダウンロード可。名張市ホームページ https://onl.la/UVJdcYT) ・あわせて記入例も市のホームページに掲載しています。 右側のQRコードからも開くことができます。 ・証明書等の内容について、事業所等に訪問・電話等で確認させていただく場合があります。証明内容に虚偽があった場合は、保育利用の決定が取り消しになる場合や、保育利用開始後であっても退所していただくことがあります。 ・就労証明書等の書類を偽造・変造した場合、犯罪となる可能性があります。 <div data-bbox="1241 801 1422 981" style="float: right; text-align: center;"> <p>申請に必要な書類 のダウンロード はこちら</p> </div>
<p>④ 口座振替申込書 (0～2歳児クラス 申し込みの方全員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い金融機関・・・三十三銀行、百五銀行、南都銀行、中京銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫、伊賀ふるさと農協、ゆうちょ銀行 ・3～5歳児クラスの子どもについては、幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となるので不要です。 ・私立認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業については、別途、利用決定後に施設が指定する手続き(口座振替申込書など)が必要です。
<p>⑤ 個人番号 確認票 (マイナンバー 提出用紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(父と母又は家計の主宰者)と児童のマイナンバー(マイナンバーカード等の写し)が必要ですので、申請書の提出者(持参者)の身分証明書の写しとともに、所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。なお、マイナンバーの通知書は証明にはなりませんのでご注意ください。
<p>⑥ 家庭票</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭票は、0・1歳児用と2・3・4・5歳児用の2種類あります。表紙の実施年齢クラスをご確認いただき、該当書式にご記入ください。

※その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります

令和5年10月13日(金)までに上記①②を提出済みの方で、③～⑥が提出できなかった場合や、差し替えが生じた場合は、令和5年12月28日(木) 午後5時15分までに提出してください。 ※期限までに提出されない場合は一番低い調整点となります。また書類に虚偽があった場合は、保育利用の決定を取り消す場合があります。

保育が必要な理由を証明する書類

各種様式

記入例はこちら



- ※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。
- ※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をすることがあります。(保育の利用ができなくなります。)
- ※利用開始時点から概ね2カ月以上保育を必要とする理由を証明したものの。

保育が必要な理由		提出書類	注意事項
A. 会社などに勤務している場合(内定含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本(内定を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本(内定を含む) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 (※源泉徴収票・保険証は就労証明書の裏面に貼付)	※月48時間以上の就労が必要です。48時間未満の場合は求職中扱いとなります。 ○源泉徴収票がない場合は本人が被保険者の社会保険証の写し ◆上記書類等がない場合は、源泉徴収票又は社会保険証の写しの代わりに給与支払明細書3か月分・会社代表者の就労証明書及び法人事業概況説明書の表・裏の写しの提出。
B. 自営業	①保護者が事業主又は同居親族の場合 ②保護者が事業主又は専従者以外の場合	<input type="checkbox"/> 自営業申立書 <input type="checkbox"/> 申立書下部記載資料 <input type="checkbox"/> 事業主の自営業申立書 <input type="checkbox"/> 申立書下部記載資料 <input type="checkbox"/> 保護者の源泉徴収票等	◆申立書下部記載資料がない場合は、開業届及び事業の収支が分かる収支明細書等3か月分を年2回提出。 ○源泉徴収票がない場合は保護者の確定申告書又は市民税申告書の写し ◆上記書類がない場合は、給与支払明細書3か月分を年2回提出。
C. 農業	①事業主が保護者又は同居親族の場合 ②保護者が事業主又は専従者以外の場合	<input type="checkbox"/> 自営業申立書・確定申告書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール・直近3か月分の出荷明細(又は売り上げ明細) <input type="checkbox"/> 事業主の自営業申立書 <input type="checkbox"/> 申立書下部記載資料 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール・直近3か月分の出荷明細(又は売り上げ明細) <input type="checkbox"/> 保護者の源泉徴収票又は申告書類	◆確定申告書の写しがない場合は、収支明細書3か月分を年2回提出。 ◆保護者の源泉徴収票又は他の申告書類の写しがない場合、給与支払明細書3か月分を年2回提出。
別居親族の B.自営業又 はC.農業	別居親族の自営業又は農業に従事している場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 保護者の源泉徴収票又は確定申告書の写し	◆保護者の源泉徴収票又は確定申告書の写しがない場合、給与支払明細書3か月分を年2回に加えてB・Cそれぞれに必要な下記資料を提出。 B(自営業)→事業主の自営業申立書・申立書下部記載資料。 C(農業)→タイムスケジュールと直近3カ月の出荷明細。
◆の書類は、開業及び就労開始1年以上の場合のみ提出可となります。年度末には必ず確定申告を済ませてください。(次年度6月現況確認で提出していただきます。)			
D. 内職	・3歳児以上のクラスに在籍の場合のみ	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本(内定を含む) <input type="checkbox"/> 直近3か月分の発注票・請求書・明細書等収入のわかるもの	※内職業者からの証明が必要です。 ★保育短時間のみの利用可能です。

保育が必要な理由を証明する書類

各種様式
記入例はこちら



- ※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。
- ※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をすることがあります。(保育の利用ができなくなります。)
- ※利用開始時点から概ね2か月以上保育を必要とする理由を証明したものです。

保育が必要な理由		提出書類	注意事項
E. 妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙・出生証明書又は出産予定日のわかるページ(指定の手帳等貼付用紙へ貼付)	<p>★保育利用可能期間は、産前4か月前から産後6か月間に限ります。その後も保育利用希望の場合、再度、新規申込が必要です。</p>
F. 保護者の疾病・障がい		<input type="checkbox"/> 診断書(市の指定様式のみ可) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し(手帳貼付用紙へ貼付)	<p>★保育利用可能期間は記載内容により変わります。</p>
G. 同居親族の介護・看護		<input type="checkbox"/> 手帳の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)又は診断書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	<p>○上記と同様の手帳が未交付の場合は、診断書が必要です。 ○介護の場合→介護が必要な方の介護保険被保険者証(要介護度等記載ページ) 介護の従事時間に福祉サービスの利用時間は含まれません。</p>
H. 災害復旧		<input type="checkbox"/> 罹災証明書	
I. 求職活動 起業準備		<input type="checkbox"/> 確約書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール(起業準備のみ)	<p>○起業準備の場合は、確約書に加えてタイムスケジュールが必要です。 ★保育利用可能期間は最長90日です。期間内に就労が決定しない場合は退所となります。保育利用時間は短時間のみです。</p>
J. 就学 技能習得		<input type="checkbox"/> 学生証の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)又は在学証明書 <input type="checkbox"/> 合格通知(これから就学される方) <input type="checkbox"/> 受講証明書等の受講期間・時間・受講回数等が分かるもの <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	<p>※学生証の写し又は在学証明書は在学期間が記載されていること。 ※趣味の講座・カルチャースクールなどは認められません。</p>
A. 育児休業明け就労 (詳細はP9,10をご確認ください。)		<input type="checkbox"/> 就労証明書(復職日の記載必須) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙・出生証明書又は出産予定日のわかるページ等(手帳等貼付用紙へ貼付) <input type="checkbox"/> 育児休業給付金支給決定通知書の写し	<p>【途中入所の申請ができる条件】 ○ 育休を取得している会社への復職であること。 ○ 育児休業給付金を受給できること。 ○ 派遣社員の方の派遣元の変更は不可。入所日までに派遣先が決まらない場合は取り下げとなります。 ○ 申し込み時点で、保護者、児童共に名張市に住居登録があること。</p>

6. 利用調整

保育利用の可否については、名張市保育の利用に係る調整基準運用要領に定める、保育の必要性の高い児童から定員の範囲内において順次決定しますが、公平を図るため面接調査及び実態調査を行う場合があります。利用希望者数が定員を超えた場合は、申込書に記入された保育施設等以外に決定する場合、または保育の利用ができないことがあります。また、ごきょうだいが別々の保育施設等になることもあります。

○面接

保育を必要とする事由や家庭状況等の確認のために、令和5年11～12月頃に面接を実施します。

令和6年4月1日からの利用希望者のうち、求職活動で申請の方には原則実施しませんが、内定が決まり、令和5年12月28日(木)午後5時15分までに就労証明書を提出された方や、定員に空きがある場合等、「求職活動」で申請をしている方にも、1月下旬以降に面接を実施する場合があります。

○実態調査

保育ができない状況等を調査するために、家庭や職場を訪問したり、職場に電話などで確認させていただくことがあります。

申込み書類の記載内容と事実が異なる場合には、保育の利用が取り消しとなります。

○利用調整について

保育の必要性の認定を受けた方について、申請書や面接、実態調査の結果等をもとに、P17～18の「名張市保育利用調整基準」等に基づき、優先順位を決定し、利用調整を実施します。申請内容に変更があった場合の利用調整への反映は、令和5年12月28日(木)午後5時15分までといたします。

優先順位の高い方から保育の利用決定をしますので、早く申し込めば利用できる可能性が高くなる、または早く保育の利用を開始できるわけではありません。

○変更、その他の届出

申請内容に変更があった場合には、市役所保育幼稚園室へ速やかに届け出てください。

勤務先が変わった場合は、その都度、就労(内定)証明書を提出してください。

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定が取り消されることがありますので、ご注意ください。保育の認定が取り消されると、保育施設等を利用できなくなります。

また、教育・保育給付認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度、教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。

※原則、令和5年12月28日(木)午後5時15分を過ぎると、申請内容を変更することはできません。

ただし保育の必要量が変わらない場合等、状況により変更できる場合がありますのでご相談ください。

○申込みの辞退について

申請書を提出した後で、転出が決まった場合や保育の必要がなくなった場合は、市役所保育幼稚園室に利用申込辞退届を提出してください。(本人確認ができるもの〔マイナンバーカードや運転免許証等〕、印鑑を持参の上、市役所保育幼稚園室(1階12番窓口)までお越し下さい。)保護者以外の方が辞退届を提出する場合は、委任状が必要です。



※調整方針

利用調整については、事前に提出書類および保護者・児童との面接により家庭状況調査を実施し、名張市保育利用調整基準をもとに判定会議を行い、優先順位の高い児童から保育の利用を決定します。

1. 保護者それぞれについて基準表1により該当する項目の点数の合計を基準点とする。
2. 基準点に基準表2(調整点)を加えたものを総合点とする。
3. 総合点の高い児童から優先順位の決定を行う。
4. 総合点が高点の場合は、基準表3により優先順位を決定する。
5. 形態・調整事項が重複した場合は点数の高い方及び減点の大きい方を採用する。
6. ひとり親家庭の場合は95点を基準点に加算することとする。

※二次受付について

○令和6年4月1日からの保育利用決定および二次受付について

- ①一次受付期間内に申込みをした者の利用調整を実施し、判定会議にて保育利用決定を行う。
- ②一次受付期間内の申込みにかかる保育利用決定後、保育所等の利用定員に余裕のあるときは、二次受付で申込みをした者を対象に利用調整を実施し、内定者に面接を行った後、判定会議にて保育利用決定を行います。申請書は、一次受付期間終了後、随時配布します。

◆二次受付・・・令和6年1月9日(火)～1月31日(水) 土・日・祝日を除く

二次受付時間・・・午前8時30分～午後5時15分まで

二次受付場所・・・市役所保育幼稚園室 ※期間および時間厳守 ※郵送での申し込み不可

○年度途中の保育利用決定について

希望する保育所等の利用定員に余裕がある場合に限り、利用調整を実施し、内定者に面接を行った後、判定会議にて保育利用決定を行います。



※名張市保育利用調整基準

基準表1

番号	形態	区分	内容	点数			
1	居宅外労働	居宅外就労 居宅外自営	①月20日以上かつ月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	95			
			②月20日以上かつ月100時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	80			
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	70			
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	60			
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	50			
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	40			
2	居宅内労働	居宅内自営 農業	①月20日以上かつ月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	90			
			②月20日以上かつ月100時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	75			
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	65			
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	55			
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	45			
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	30			
		内職 (0~2歳児は対象外)	①月80時間以上働いており、それに見合う収入があること	50			
			②月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	40			
3	妊娠・出産	出産前後	出産予定日前4か月から出産以後6か月までの期間	90			
			4	疾病・負傷 (診断書がある場合に限る。)	入院	入院期間及びその前後1か月以内	95
					居宅内療養 通院	①常時臥床の状態であること又は精神性疾患、感染症疾患若しくは難病	95
②医師の診断により家庭保育が困難と認められる場合	80						
③週3回以上の通院による治療が必要である場合	30						
5	心身障害	重度	①身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A	95			
		中度	②身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B	75			
		軽度	③上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級	50			
6	介護・看護	病院(施設)への付添い	同居の親族(長期間入院等している親族を含む)について、介護若しくは看護又は病院(施設)への送迎が必要である	居宅外労働に準ずる			
		居宅内介護 看護	重度の障害があり、又は要介護認定4若しくは5である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	95			
			中度の障害があり、又は要介護認定2若しくは3である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	70			
			上記以外の程度の障害等がある同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	30			
7	災害復旧		火災等により家屋が損傷し、その復旧のため保育ができない場合(罹災証明がある場合)	80			
8	継続的に求職(起業準備を含む)を行っており、必要な書類を提出した場合		就労先未定者(期限付き)	20			
9	就学 技能習得	学校教育法に定める学校等において学び、又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けるため、通学していること。(在学又は職業訓練の期間における保育所等の利用に限る。)					
			1週間に40時間以上	95			
			1週間に32時間以上40時間未満	80			
10	ひとり親家庭		緊急に就労が必要なとき又は就労中のとき。	95			
			上記以外で就労が必要なとき。	80			
11	生活保護世帯		就労による自立支援につながる場合等において、保育が必要なとき。	80			
12	社会的養護		虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要と認められた場合	判定会議にて決定			
13	その他		特に必要と認められたとき。	判定会議にて決定			

※時間は実就労時間・学習時間とする(休憩・通勤・通学・残業時間を除く) ※4-①の精神性疾患は5-①に準じます。

- ★保護者それぞれについて、上記の基準を満たすことが必要です。(保護者のいずれかが基準を満たしていない場合は保育の利用はできません。)
- ★原則4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者について、保育が不可能であることの証明が必要です。
- ★労働とは…収入を得ることを目的として行うものとします。
- ★見合う収入とは…就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単位から計算される金額と同等額の収入を得るものをいいます。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基準点を判断します。
- ★基準以外・以下の場合…3歳以上は1号認定となります。3歳未満は認定できません。
- ★必要書類の不備…期限内に利用調整に必要な書類が提出されない場合は、一番低い調整点になります。

基準表2(調整点) ※複数の項目に該当する場合は、そのうちの点数の高い方及び減点の大きい方を採用します

記号	調整事項	点数
ア	ひとり親で同居家族がいない場合	10
イ	ひとり親で同居家族がいるが、保育することができない場合	5
ウ	配偶者と離婚調停中であること	1
エ	生活保護受給者で保育を必要と認められ、就労が内定している場合	1
オ	きょうだいで別々の保育施設等※1を利用し、同じ保育施設等になるように転所申込みをしている場合	10
カ	きょうだいが既に保育施設等※1を利用し、当該保育施設等の利用を希望している場合	6
キ	同居の祖父母等が65歳未満で保育不可の旨を証明できないとき	-5
ク	申込み締め切り時点、保育料・副食費の滞納が3か月以上となっている世帯	-20
ケ	自営業における専従者	3
コ	雇用主が保護者の配偶者又は3親等内の親族であり、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合	-5
サ	保育施設等の利用希望児童が障害を有する場合	5
シ	保育施設等の利用希望児童以外に障害を有する児童を監護している保護者である場合	2
ス	児童相談所等関係機関の意見に基づき判定会議において保育の利用が望ましいと認められる世帯	10
セ	育休の為に利用解除になった児童が以前在籍していた保育施設等に再度申し込む場合(該当児童のきょうだいについて、当該保育施設等に申し込む場合を除く)	5
ソ	保育施設等の利用希望児童が多胎児の場合	5
タ	特定地域型保育事業を利用して、その保育期間満了に伴い転所を希望する場合(従業員枠での利用児童)	5
チ	育児休業取得者で前年度途中からの利用を希望したが、利用できずやむを得ず育児休業を延長した場合	3
ツ	交通手段がないなどの特別な事情があると判定会議で認められた場合	5
テ	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間から8時間までの場合	8
ト	保護者が市内の保育施設等に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間未満の場合	5

※1 認定こども園1号児も含む

基準表3(優先順位項目)

優先順位項目			A(高い)	B(低い)
	きょうだいが既に当該保育施設等を利用している、又は利用が内定している場合(※1)		利用している	利用していない
	就労日数又は時間		多い	少ない
	利用開始希望日が早い者		早い	遅い
	住所地が当該保育施設等と同じ小学校区にある者 (住所地に保育施設等がないものは中学校区)		ある	ない
	基準点の高い者		高い	低い
	特定地域型保育事業による保育を受けていた児童		受けている	受けていない
	提出書類が期限内に全て揃っている		揃っている	揃っていない
	保護者が市内の保育施設等に就労又は内定をしている場合		あり	なし

・優先順位については、基準第1・基準第2で算出した総合点により決定し、同点の場合基準表3により判定会議にて決定します。
 ・申し込み書類の記載内容と事実が異なる場合(証明書類の偽造・変造含む。)には、保育の利用が取り消しとなります。



7. 保育料等

保育料は、児童福祉法等の規定により保育施設等にかかる経費の一部を保育料として、また給食費等実費分を各家庭で負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて市民税額により決定します。

算定期間は4月と9月の2回です。4月は進級による変更、9月は課税年度の変更により算定します。

2023(令和5)年度	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
2023(令和5)年度の住民税額で算定		2024(令和6)年度の住民税額で算定	



○所得申告について

- ◆保育料の算定及び副食費の免除判定にあたり、市民税の申告が必要です。(収入がなかった方もその旨の申告が必要です。)
 - ・2023(令和5)年度市民税は、令和5年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入が対象)
 - ・2024(令和6)年度市民税は、令和6年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入が対象)
- ◆2022(令和4)年及び2023(令和5)年中に、国外での収入がある方は、国外での収入及び控除等が分かる資料を提出してください。
- ◆世帯の所得が未確定の場合(未申告、税関係書類が未提出等)、税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。(ただし、年度をさかのぼっての精算はできません。)
- ◆修正申告等により税額が変更になった場合は速やかに保育幼稚園室へご連絡ください。保育料の変更は、保護者からの申し出等により市が確認した翌月からとなります。なお、遡っての変更・修正・及び還付は行いません。

○保育料の決定

- ◆公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育部分)及び地域型保育事業の保育料は同じです。ただし、延長保育料は各施設の対応となります。
- ◆保護者の前年合計収入(4～8月分は前々年、9～3月分は前年の収入をいう。以下同じ。)が103万円未満の場合等、保護者のみで生計を維持していないと判断される場合には、同居の祖父母等を家計の主宰者・扶養義務者とし、主となる方を保育料の算定に含めます。なお、保護者の前年合計収入額を計算するにあたって、給与等以外の収入については、児童手当、児童扶養手当及び公的年金のみ、前年合計収入額に含めるものとします。
- ◆保育料減免等について
 - (1) 同一世帯の兄弟が、保育施設の他に幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設へ通所している場合、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用する就学前児童がいる場合は、2人目以降の保育料を軽減します。入所後に、「保育の利用にかかる保育料 多子軽減申立書」に兄弟の在園証明を添えて提出してください(ただし、市内の幼稚園又は認定こども園に兄弟が在園している場合は、多子軽減申立書の提出は不要です。)。申請は毎年必要です。
 - (2) 保育料徴収額表の階層区分がB、C、D1、D2及びD3に該当する方のうち、ひとり親世帯ではない方で、同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯であり、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は特別児童扶養手当若しくは国民年金の障害基礎年金等を受給され

ている方がいる場合は、減免対象になります。入所後に、「教育・保育の利用にかかる保育料 減免申立書(在宅障害児(者)用)」と申立書に記載の添付書類を添えて提出してください。申請は毎年必要です。

○給食費について

- ◆給食費とは、主食(お米など)分と副食(おかず・おやつ)分とし、保育施設により、3～5歳児の主食分は現物持参となる所もあります。
- ◆満3歳児(1号認定のみ)・3～5歳児クラスの給食費は、施設の指定する方法でお支払いいただきます。
- ◆0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。

○幼児教育・保育の無償化について

- ◆満3歳(1号認定のみ)・3～5歳児クラスの保育料は無償となります。
- ◆0～2歳児クラスについては、市民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。
- ◆延長保育料、預かり保育料(1号認定のみ)、満3歳児(1号認定のみ)・3～5歳児クラスの給食費、通園送迎費、及び行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。なお、預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。(上限あり)

○名張市子ども3人目プロジェクトについて

- ◆名張市では、保護者が扶養している高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どものうち、最年長の子どもを1人目とし、3人目以降の全ての子どもの保育料及び副食費を無償とします。該当する方は、入所後に「保育料・副食費 多子軽減申立書(名張市子ども3人目プロジェクト用)」を提出してください(他の自治体から児童手当を受給している方、又は公務員の方は、申立書に記載の添付書類を添えて提出してください)。申請は毎年必要です。

子どものクラス (実施年齢)	認定区分 (保育の必要性)	施設区分	保育料	給食費		他実費分
				主食費	副食費	
3～5歳児	1号認定 (なし)	私立幼稚園 (新制度)	無償	実費徴収 ※1		施設にご確認ください。
		認定こども園				
	2号認定 (あり)	認定こども園				
		保育所				
0～2歳児	3号認定 (あり)	認定こども園	有償 ※2	保育料に含む。		
		保育所				
		小規模・事業所内・ 家庭的保育施設				

※1 主食は持参含む。年収 360 万円未満相当世帯の子どものすべての世帯の第3子以降の子どもの副食費(おかず代)が免除 ※2 市民税非課税世帯、第3子以降の子どもの保育料が無償



保育料徴収額表

令和5年4月1日適用

階 層 区 分		保育料（月額）（円）			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0	
B	市民税非課税世帯	0		0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	6,150		5,750
		上記以外の世帯	12,300		11,500
D1	市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900
		上記以外の世帯	14,400		13,600
D2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900
		上記以外の世帯	19,900		19,000
D3	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900
		上記以外の世帯	22,500	0円	21,600
D4	77,101円以上 87,000円未満		25,200		24,300
D5	87,000円以上 97,000円未満		27,600		26,600
D6	97,000円以上 115,000円未満		31,700		30,700
D7	115,000円以上 133,000円未満		35,300		34,200
D8	133,000円以上 151,000円未満		37,500		36,400
D9	151,000円以上 169,000円未満		40,300		39,100
D10	169,000円以上 190,100円未満		43,000		41,800
D11	190,100円以上 211,300円未満		45,400		44,200
D12	211,300円以上 256,100円未満		47,800		46,500
D13	256,100円以上 301,000円未満		50,600		49,300
D14	301,000円以上 397,000円未満		52,700		51,400
D15	397,000円以上		54,500		53,100

- (注1) 階層区分は、毎年4月から8月は前年度の市民税額、9月から翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- (注2) 市民税課税額を計算する場合には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- (注3) ひとり親世帯等とは、母子または父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。
- (注4) 月途中においての利用開始又は終了した場合の保育料は、日割りで計算します。
- (注5) 10円未満の端数は切り捨てます。
- (注6) 保育必要量が標準時間の場合は一日最大11時間、短時間の場合は一日最大8時間の保育の利用に対する徴収額を示すものです。
- (注7) 教育・保育給付認定(以下「認定」という。)第3号は、満3歳に到達したことにより、年度途中で認定第2号になりますが、その年度中の保育料は認定第3号を適用します。
- (注8) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の半額等適用の基準について
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします。
- (注9) D2階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子は上記の半額、第3子以降は無料とします。
- (注10) ひとり親世帯等についてはD3階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子以降は無料とします。
- (注11) 名張市3人目プロジェクトとして、保護者が扶養している高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童のうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降は無料とします。



教育・保育給付認定第2号・3号におけるスポット保育及び延長保育料金表

保育料徴収額表の階層区分の「A」及び「B(ひとり親世帯等及び里親に限る)」を除き、次の保育時間に保育した場合においては、下記の料金を徴収します。延長時間は各施設で異なりますので、利用施設にてご確認ください。

(※スポット保育及び延長保育の利用料については、幼児教育保育無償化の対象外です。)

(1) 保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金(1回あたり)

(円)

支給認定区分	時間	開所時間から 8:30まで	8:00から 8:30まで	16:30から 17:00まで	16:30から 17:30まで	16:30から 保育標準時間 終了時間まで
2号認定(3歳以上児)		200	100	100	150	200
3号認定(3歳未満児)		250	150	150	200	250

※スポット保育料については、保育料徴収額表(注8)～(注11)を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

(2) 保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金(1回あたり)

(円)

支給認定区分	時間	開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)		200	400	500	600
3号認定(3歳未満児)		300	500	600	700

※スポット保育料については、保育料徴収額表(注8)～(注11)を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

※保育短時間認定の児童が利用する場合は、(1)に加算します。

※延長保育(月額)利用者が申請時間を超えて利用する場合は、利用した時間までのスポット保育利用料金と月額の申請時間までのスポット保育利用料金との差額を徴収します。

(3) 延長保育料金(月額)

(円)

支給認定区分	時間	開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)		2,000	3,000	4,000	5,000
3号認定(3歳未満児)		2,500	4,000	5,000	6,500

※延長保育料については、保育料徴収額表(注8)を適用し、(注9)～(注11)を適用しません。

※公立保育所においては、保育料徴収額表に定める額に加算して徴収します。

※公立保育所以外の保育施設では、延長保育料金のみ別途徴収となります。



8. 休日保育

名張市内の保育施設・事業を利用している方で、保護者のいずれもが教育・保育給付認定を受けた事由が休日も常態的にあり、休日に家庭での保育ができない場合、名張西保育園で休日保育を実施しています。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)については、実施していません。

- ◆希望者は、保育幼稚園室に申請し、休日保育の承諾を受ける必要があります。
- ◆市が発行した承諾書を添えて、名張西保育園で登録の手続きをしてください。
- ◆いずれの年齢も利用定員を超える場合は登録ができないことがあります。申請・登録は毎年3月頃となります。※定員を超えた場合は、抽選による登録となります。

9. 給食



給食で初めて食べる食材がないよう各家庭の方で少しずつ試しておいてください。特に子どもによってはアレルギーの出やすい食材があります(例えば、青魚、卵、小麦、牛乳、乳製品など)ので、必ず試してみてもおさまの様子を把握しておいてください。

○年齢別の内容について

- ◆0歳児クラスは、授乳や離乳食の対応をしています。離乳食は児童の状況に合わせて提供します。
- ◆1歳児・2歳児クラスは、午前のおやつ、昼食(主食・副食)、午後のおやつを提供します。
※1歳児クラスの児童で離乳が完了していない場合は、状況に合わせて対応します。
- ◆3歳児から5歳児クラスは昼食(副食)と午後のおやつを提供します。
※昼食の主食(ごはん)はご家庭からお持ちいただきます。
箕曲保育園、富貴の森こども園、蔵持こども園、名張よさみ幼稚園、みはた虹の丘こども園、名張きぼうのこども園、つつじが丘幼稚園では主食を提供します。(有料)

○個別対応について

保育施設等では、集団生活の中で同じ給食を食べることを基本としますが、食物アレルギーや疾患等によっては個別対応が必要な場合があります。食事に関する心配がありましたら、事前にご相談ください。なお、食物アレルギーや疾患による除去食対応等につきましては、医師の診断書と「食物アレルギー除去食申請書」等の提出が必要です。面談をした上で除去食等を実施します。

※アレルギーの内容によっては、入所延期や他の園に再調整させていただく場合もあります。

※アレルギーが判明した場合、早急にご連絡ください。



10. その他



※保育利用時の注意事項

- ◆住所変更や結婚・離婚、税申告等により、家庭の状況や保育料算定又は、副食費免除判定に関わる事項に変更があった場合は、速やかにお申し出ください。入所後の変更は毎月20日までに保育幼稚園室へ届出をしてください。
- ◆「妊娠・出産したとき」「就労時間が変わったとき」等、保育を必要とする事由や保育必要量区分変更の場合は、認定変更申請書及び必要書類を毎月20日までに、利用施設へ提出してください。教育・保育給付認定変更は、翌月1日時点の事由について認定します。月途中の変更や、事由発生日にさかのぼっての変更は行いません。変更後に新たな支給認定証を送付しますのでご確認ください。
- ◆正当な理由がなく変更の申請を行わない場合や、虚偽の申請・報告を行った場合は、子ども・子育て支援法第24条及び同法施行令第3条により教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります。

※育児休業中の保育利用

- ◆保護者が育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、育児休業給付金の支給があり、同じ職場に復帰する場合において、妊娠・出産認定終了日(産後6か月を経過する日の属する月の末日)時点ですでに保育施設等を利用していた2歳児～5歳児※の児童については、就学を控え集団生活の重要性や児童の環境の変化に留意する必要があるという観点から利用の継続を行います。1歳児以下の児童は、妊娠・出産認定終了日(産後6か月を経過する日の属する月の末日)で退所していただきます。
- ◆この取扱いは在園児のみに適用するものであり、2歳以上児であっても育児休業中に新規での保育利用の申請をすることはできません。
 - ※2・3歳児については、育児休業給付金が支給されていて、育児休業取得証明書の提出が可能な場合のみ対象となります。
 - 4. 5歳児については、育児休業給付金が支給されていなくても育児休業取得証明の提出があれば対象となります。

※他市町村の保育施設等への入所を希望される場合（広域利用）

○委託

- ◆名張市にお住まいで、名張市外に就労場所があり、市内の保育施設だと送迎が困難などの理由により、市外の保育施設への入所を希望する方は、広域利用の手続きが必要です。広域利用は締め切り日や条件等、市内入所の場合と異なる部分が多いため、希望する方は、事前に保育幼稚園室にご相談ください。

また、どの自治体も市内のお子様の入所が優先ですので、入所できる可能性は低くなります。あらかじめご了解のもとお申し込みください。

○受託

- ◆名張市外にお住まいの方で、名張市に就労場所があり、お住まいの自治体の保育施設だと送迎が困難などの理由により、名張市の保育施設への入所を希望する方は、お住まいの自治体で広域入所の手続きが必要です。

名張市内のお子様の入所が優先となるため、2次受付からの申請となりますので、お住まいの自治体にご相談ください。



☆一時預かり

保護者の就労や、疾病、出産、冠婚葬祭、育児リフレッシュなど、通常保育以外の一時的な保育需要に対応するため、各園1日おむね1名から2名を限度としてお子様を一時的に保育所(園)等でお預かりする事業です。

お問合せ、お申込みは各保育所(園)、認定こども園等で受付けています。

申 込 理 由	利 用 日 数
保護者の就労形態・就学などにより、家庭における保育が継続的に困難となる児童	1週間につき3日
保護者の疾病、入院、災害、事故、出産、看護、介護または冠婚葬祭など、社会的にやむをえない事由により緊急・一時的に保育を必要とする児童	施設長が必要と認める日数
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等私的な理由やその他の事由により保育を必要とする児童	1か月につき15日利用

一時預かり事業実施施設一覧(2023. 9月時点)

	保育所(園)	住所	連絡先	実施年齢
公立 保育所	薦原保育所	薦生 1590-2	63-5827	1歳児より実施(※1)
	錦生保育所	安部田 2262-1	63-1194	1歳児より実施(※1)
	赤目保育所	赤目町檀 448-3	63-2803	満6か月より実施
私立 保育園	箕曲保育園	夏見 357-3	63-2802	満1歳より実施
	昭和保育園	丸之内 67-10	63-1767	満1歳より実施
	名張西保育園	南町 506	63-0577	満1歳より実施
	西田原保育園	西田原 2340-1	65-3263	満6か月より実施
	比奈知保育園	下比奈知 1527-1	68-2023	満1歳より実施
	滝之原保育園	滝之原 1056	68-2993	満1歳より実施
	桔梗が丘保育園	桔梗が丘 3-4-411-2	65-0827	満6か月より実施
	つつじが丘保育園	つつじが丘北 7-207	48-5033	満6か月より実施
認定 こども園	富貴の森こども園	富貴ヶ丘 6-42-21	42-8980	満1歳より実施
	蔵持こども園	蔵持町原出 1668	63-4590	満1歳より実施
	みはた虹の丘こども園	新田 1005	65-3065	満6か月より実施
	つつじが丘幼稚園	つつじが丘北 3-7	68-3451	2歳児より実施(※2)
	名張きぼうのこども園	丸之内 55-5	63-3280	満6か月より実施
地域型保育事業	かな保育園	鴻之台 1-202	62-0415	満1歳より実施
	第二かな保育園	木屋町 812-2	64-0415	満6か月より実施
	マザーランド	桔梗が丘 3-4-43-43	080-9113-3443	満1歳より実施(※3)

満6か月から受け入れ可能となっている施設でも、受け入れができないときもあります。施設にご確認ください。

※1 年度初めの4月1日時点で、1歳になっている児童。

※2 年度初めの4月1日時点で、2歳になっている児童

※3 定員に空きがある場合

2024(令和6)年度 教育・保育利用申込書 兼 家庭状況確認書
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

記入例

名張市長 宛
名張市社会福祉事務所長 宛

次のとおり、教育・保育の利用または継続及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、次のとおり同意します。

- 1.名張市が教育・保育の利用または継続及び施設型給付費・地域型保育給付費に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2.教育・保育の利用が決定した場合には、必要となる児童や家庭の情報を名張市(保育休業明け予約分)に対するから、結果は利用調整の結果と同時期の通知になること。
3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

ボールペンなど消えないインクで記入してください。

幼稚園や認定こども園の1号も申し込まれている方は、チェック及び申し込んだ園名を記入してください。

幼稚園・認定こども園 (教育認定)1号併願
現在申込中の園名 ()

| | | | |
|-------|--------------------------------------|------------|---|
| 提出日 | 令和 ○年○月○日 | | |
| 現住所 | 〒518-0701 名張市 鴻之台1番町○番地 ○○マンション101号室 | | 転居予定先住所
〒518- 名張市 |
| | 送付物郵送先 | | <input type="checkbox"/> 現住所
<input type="checkbox"/> 転入・転居予定先住所 (R 年 月 日から) |
| 保護者氏名 | フリガナ ナバリ (姓) 名張 | タロウ (名) 太郎 | 連絡先 (連絡順)
(2)父 携帯 090 - 1234 - 5678
(1)母 携帯 080 - 1234 - 5678
(3)その他 (株)○○ 63 - 1234 |
| | ※自署の場合印は不要です。 | | |

| | | | | | | |
|----|-----------------|------------|---|-----------------------|-------------------------|--|
| 児童 | フリガナ ナバリ (姓) 名張 | ジロウ (名) 二郎 | 性別 男・女 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 | 生年月日 令和 2年 7月 21日生 平成 | 2024(令和6)年 4月1日現在 満 3 歳 | 特別児童扶養 手当受給の有無 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| | | | | | | |

①利用(転所)を希望する施設名 **必ず第3希望まで記入してください。**

| | |
|-------------------------|--|
| 第1希望 ○○○○園 (希望理由) 家から近い | ※年度当初(4月1日)から利用を希望する場合は、Bを○で囲み4月1日からと記入してください。
妊娠・出産要件で利用する場合は、Aを○で囲み、保育が必要な期間を記入してください。
(4月1日～出産後6か月を経過する日の月末まで)
育休明け予約の方はP9を確認の上、Bに入所希望日をご記入ください。 |
| 第2希望 △△△△園 | |
| 第3希望 □□□□園 | |

2024(R6)年4月1日現在の年齢を記入してください。

教育・保育の利用を希望する期間
※A・Bいずれかを○で囲み、期間を記入してください。

※育休明け予約の方のみ記入してください。 母:復職日【R 年 月 日】 父:復職日【R 年 月 日】

育休明け予約の方のみ記入してください。

②世帯の状況
※利用開始時点の状況を記入してください。同じ住所に居住の方は全て記入、別居でも生計同一の方がいれば記入してください。

| 区分 | 氏名 | 児童との続柄 | 生年月日 | 会社名(自営の屋号) 学校名・園名等 | 生計関係 | 障がいの有無 | 2年以内の転入・転出の有無 (市記載欄) | |
|-----------|---|------------|------------------|--|------|--------|---------------------------------|-------------------------|
| 児童を除く家庭状況 | フリガナ ナバリ タロウ 名張 太郎 | 父・母 | 昭平・令 59年 5月 4日 | 株式会社○○
同居/別居(住所:) | 同一・別 | 有・無 | 有・無 (R5年 7月) (○○市区町村) から転入・へ転出 | |
| | フリガナ ナバリ ハナコ 名張 花子 | 父・母 | 昭平・令 63年 6月 7日 | 株式会社□□□
同居/別居(住所:) | 同一・別 | 有・無 | 有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出 | |
| | フリガナ ナバリ イチロウ 名張 一郎 | 兄弟・姉妹他() | 昭平・令 15年 5月 27日 | ○○大学
同居/別居(住所:○○県XX市) | 同一・別 | 有・無 | 有・無 (R 5年 4月) (XX市区町村) から転入・へ転出 | |
| | フリガナ ナバリ タイチ 名張 太一 | 兄弟・姉妹他(祖父) | 昭平・令 29年 4月 3日 | 別居で生計同一の方がいれば、別居に丸をした上、市区町村名までご記入ください。 | 同一・別 | 有・無 | 有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出 | |
| | フリガナ ナバリ ウメ 名張 梅 | 兄弟・姉妹他(祖母) | 昭平・令 30年 11月 18日 | 同居/別居(住所:) | 同一・別 | 有・無 | 有・無 (R 年 月) (市区町村) から転入・へ転出 | |
| 状況 | 申請児童と同居されている方を全員記入してください。また、世帯分離していても、同じ住所に居住されている方や、単身赴任・修学等で別居をしていても、生計が同一の方は記入してください。離婚前提の場合も記入してください。 | | | | | 同一・別 | 有・無 | 2年以内の転入・転出について記入してください。 |

(※裏面もご記入ください)

③ 保育を必要とする事由等

| | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|--------------------------------|-----------------------|---|--------------------------------------|-----------------------------|
| 保育を必要とする事由 | 続柄 | 必要とする事由 | | | | | | |
| | 父 | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障がい
<input type="checkbox"/> 同居または長期入院等している同居親族の看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障がい
<input type="checkbox"/> 同居または長期入院等している同居親族の看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | |
| 世帯状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 右記以外 | <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 | <input type="checkbox"/> 在宅障がい児(者)のいる世帯 | <input type="checkbox"/> 離婚調停中 | | | | |
| 生活保護の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり(平成・令和 年 月 日保護開始) | | | | | | | |
| 住所地市町村 | R5.1.1時点 | <input type="checkbox"/> 名張市 | <input checked="" type="checkbox"/> () 市 区・町・村 | <input type="checkbox"/> 海外 | R5.1.1時点 | <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 | <input type="checkbox"/> () 市 区・町・村 | <input type="checkbox"/> 海外 |
| | R6.1.1時点 | <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 | <input type="checkbox"/> () 市 区・町・村 | <input type="checkbox"/> 海外 | R6.1.1時点 | <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 | <input type="checkbox"/> () 市 区・町・村 | <input type="checkbox"/> 海外 |
| 保護者勤の時間 | 就労時間(時短等取得前の時間) | (平日) 8時 30分 ~ 17時 15分 | | | (平日) 9時 00分 ~ 18時 00分 | | | |
| | 育児短時間勤務 | (土) 8時 00分 ~ 17時 15分 | | | (土) 時 分 ~ 時 分 | | | |
| 希望する利用時間等 | 利用区分 | | | 利用時間 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間 | | | 8時 30分 から 16時 30分 まで | | | | |

④ 本児の状況について

アレルギーはありますか。 なし あり(アレルゲン:小麦、卵)

身体障害者手帳を持っていますか。 いいえ はい(級)(障がい名:)

療育手帳を持っていますか。 いいえ はい(判定区分:B1)

心身の発達等のことで相談機関等にかかっていますか。 いいえ はい

はいにをされた方...かかっている相談機関等

児童発達支援センターどれみ 名張市立病院小児発達支援外来

名張市子ども発達支援センター こあっこ教室 うさぎさん教室

医療機関名() その他()

本児の保育の状況について (施設名) 在園中

育休取得時に保育施設を退所した。(施設名) 退所年月:R 年 月

前年度に利用申請または待機登録をしていたが利用できなかったため、育児休業を延長した。

⑤ 兄弟姉妹で利用申込をしている場合

兄弟姉妹が別々の保育施設であれば利用できる場合、利用を希望しますか。 別々でも希望する 別々なら取り下げる

兄弟姉妹が同時に利用できる場合、どちらを希望しますか。 希望順位が下でも、同じ保育施設の利用を希望する

兄弟姉妹別々でもそれぞれの希望順位の高い保育施設を希望する

【 記入はここまで 】

※以下、市記載欄のため記入不要です

| 教育・保育給付認定区分 | 認定期間 | 点数 | |
|---|---|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 | 自 令和 年 月 日 | 基準点 | 調整点 |
| 保育必要量区分 | <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 | | |
| <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短 | 至 <input type="checkbox"/> 小学校入学まで | 父 | |
| | <input type="checkbox"/> 3歳の誕生日の前々日まで | 母 | |
| | | 合計 | |
| 《備考・経過記録》 | | | |
| 【育児休業給付金写し(R 年 月 日提出)・未提出】 | | | |
| 本人確認 <input type="checkbox"/> 代理人 | マイナンバー確認 | 確認者 | 提出先 |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード | | <input type="checkbox"/> 市役所 |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 | <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 | | <input type="checkbox"/> 教育・保育施設 |
| <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> その他() | | <input type="checkbox"/> 郵送 |
| 本人確認不備 <input type="checkbox"/> | マイナンバー不備(父・母・子)・未出生 | 確認書不備 <input type="checkbox"/> | |

記入上の注意

この保育利用申込書兼家庭状況確認書・教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し、ご記入のうえ第1希望の保育施設に提出してください。育児休業明け予約の方も同じです。

なお、家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、児童1人につき1枚の申請用紙が必要になります。※ボールペンなど消えないインクで記入してください。鉛筆又は消せるインクで記入された場合は再提出していただきます。

【表面】

- 1 「提出日」欄の上記に記載の同意の内容を確認の上申請書への記入をお願いします。
- 2 「現住所」欄は、現在の住所と郵便番号を記入してください。現在名張市に住民登録がない方も現住所の欄に記入のうえ、「転居予定先住所」欄に転居先の住所を記入し、転入後に必ず連絡をしてください。転入までは仮認定・仮決定となります。2024(令和6)年3月31日時点で転入が確認できない場合は、取消しとなりますので予めご了承ください。
- 3 「電話番号」欄の「緊急時連絡先」には、()に連絡の順番をご記入のうえ、電話番号を記入してください。
- 4 「児童」欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。また、2024(令和6)年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 5 「特別児童扶養手当受給の有無」欄は、申請児童が特別児童扶養手当(身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度)受給の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 6 ①「利用を希望する施設名」欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由を記入してください。(例:すでに兄弟姉妹が利用している為、自宅から距離が近い為など)
- 7 ①「教育・保育の利用を希望する期間」欄は、小学校就学に達するまでの期間のうち、教育・保育施設の利用を希望する期間を記入してください。
年度当初から教育・保育施設の利用を希望する場合は2024(令和6)年4月1日からと記入してください。育休明け予約の場合はP10を参照の上1日又は15日のいずれかを選択し記入してください。妊娠・出産で利用を希望する場合は期間限定の利用となりますので、Aを○で囲み、保育が必要な期間を記入してください。
- 8 ①「※育休明け予約の方のみ記入してください」欄は保護者の復職予定日を記入してください。(育休を取得されていない方は記入の必要はありません。)
- 9 ②「児童を除く家庭状況」欄は、利用開始時点での申請児童以外の同居者を全員記入してください。同居には同一敷地内に居住する方も含みます。単身赴任や修学等で別居をしていますが、生計が同一の方は記入してください。また、離婚前提等の別居の場合も記入してください。
- 10 「2年以内の転入・転出の有無」欄は「有・無」どちらかに○をつけ、「有」の場合はその年月、転入元(転出先)の自治体名を記入してください。



【裏面】

- 11 ③「保育を必要とする事由」欄は、保護者各々及び保育を必要とする事由を選び該当するものをチェック☑してください。
- 12 ③「世帯状況」欄は、該当するところにチェック☑をしてください。在宅障害児(者)のいる世帯で保育料の階層区分がD3以下の場合は、保育料・副食費が減免となる場合がありますので、入所後に身体障害者手帳等の写しを添えて減免申請書を提出してください。
- 13 ③「住所地市町村」はR5年、R6年それぞれの1月1日時点の住所地をチェックしてください。記入時点で該当の年月日が未到来の場合は予定を記入してください。
- 14 ③「保護者の就労・通勤時間等」欄の、「就労時間」欄は、勤務先との休憩時間を含んだ契約上の就労時間(残業は含まない)を記入してください。育児短時間勤務を取得されている方は、取得前の通常の就労時間を記入し、「育児短時間勤務」欄には短時間勤務時間を記入してください。(育児短時間勤務を取得されていない方は記入の必要はありません。)
「通勤時間」欄は、第1希望の保育施設から勤務先までの片道の所要時間を記入してください。また、勤務先住所についてもご記入ください。
- 15 ③「希望する利用時間等」の「利用区分」欄は、該当するものにチェック☑し、「利用時間」欄に希望する保育の利用時間を記入してください。
保育標準時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間(残業は含まない)が1か月120時間以上の方(フルタイム就労等)が該当します。
保育短時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間が1か月120時間未満の方(パートタイム就労等)が該当します。
※ P4のフローチャートにてご確認ください。
- 16 ④「本児の状況について」欄は、申請児童について該当するところにチェック☑及び記入してください。
- 17 ⑤「兄弟姉妹で利用申込をしている場合」欄は、該当される方のみチェック☑してください。

【留意事項】

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び教育・保育施設利用については、下記の理由により希望に添えないことがありますので、予めご了承ください。

- ・保育を必要とする事由に該当しないため、希望する認定が受けられない。
- ・希望者が多数いるため希望する施設を利用できない、また、きょうだい希望する同じ施設を利用できない。
- ・保育を必要とする事由により利用期間が限定される。

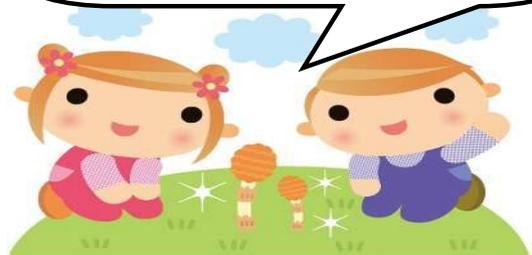
各種様式

記入例はこちら

- ・家庭状況届出書
- ・就労証明書
- ・自営業申立書
- ・農業・起業準備タイムスケジュールの申告書
- ・看護・介護・内職・就学タイムスケジュール申告書
- ・手帳等写し貼付用紙
- ・診断書
- ・確約書
- ・家庭票
- ・保育料口座振替・自動振込利用申込書
- ・個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)



家庭票には0・1歳児用と2・3・4・5歳児用がありますのでご注意ください。



なばり子育て LINE



LINE ID

@nabaricity



LINEの「友達追加」から
「QRコード」または
「ID検索」で今すぐ登録を！

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を

「なばりネウゴロ」を進めるツールです

- ✓ 妊娠・出産・育児・教育など、子育てにかかわる情報を探せる！
- ✓ 子育てに関する旬のイベント情報が届く！
- ✓ 災害など緊急時、タイムリーに通知が届く！

【お問い合わせ先】

名張市役所 健康・子育て支援室
☎0595-63-6970

LINEアプリのインストールが必要です。（通信料は利用者負担）



スマートフォン
アプリ